

盛岡広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和8年2月24日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 路線名 456号
- 2 供用開始の区間 紫波郡紫波町犬吠森字境82番1地先から星山字間野村48番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年2月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和8年2月24日から同年3月24日まで